

<別紙>

渡辺最終処分場第3期計画環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第20条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、いわき市渡辺町田部地内の丘陵上で稼働中の産業廃棄物最終処分場を埋立地面積50,052平方メートル、埋立容量1,102,660立方メートル規模増加しようとするものであるが、その対象事業実施区域は、元来、自然豊かな緑地等に隣接しており、生活環境及び自然環境へ相当の影響を及ぼす可能性があることから、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用するなど、当該事業の実施による環境影響を最大限回避及び低減すること。

また、今後、環境への影響をさらに回避又は低減する新たな技術又は知見の確立が明らかになったときは、それらを積極的に採用すること。

- (2) 本計画施設は長期間にわたって使用されることが想定されていることから、その稼働中は、関係施設全てを含めて適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。

なお、本事業計画に係る浸出液処理施設は、当該産業廃棄物最終処分場の既存のものを使用することを想定しているため、当該施設の構造仕様を環境影響評価書（以下「評価書」という。）において具体的に図解説明すること。

- (3) 本事業計画の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受けるなどして、事業実施について十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置は確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

なお、これまでの関係地域住民等に対する説明の経緯、状況及び今後の計画について、事業者側において自主的に行ったもの及び行うものを含め評価書において具体的に説明すること。

- (4) 今後、本事業計画の内容を変更する必要が生じて、当該変更により環境への負荷が増大するおそれが認められた場合には、事前にその環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。

なお、計画施設の工事中又は稼働中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合には、相当の環境保全措置を追加すること。

また、その事業実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺

の社会環境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

## 2 大気質について

本事業計画の関係地域は、現在、閑静な多数の住宅、田畑、多様な野生生物相その他自然環境等が共存調和している場所となっていることから、建設機械や車両から発生する窒素酸化物、粉じん等（以下「窒素酸化物等」という。）による影響の発生が懸念されるため、造成工事等の施工、埋立処分対象物の搬入等に伴い生じる窒素酸化物等については、当該地域の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の生活、田畑、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら確実に対策を実施すること。

## 3 騒音、振動及び低周波音について

本事業計画の関係地域は、現在、閑静な多数の住宅、田畑、多様な野生生物相その他自然環境等が共存調和している場所となっていることから、建設機械や車両から発生する騒音、振動、低周波音等（以下「騒音等」という。）による影響の発生が懸念されるため、造成工事等の施工、埋立処分対象物の搬入等に伴い生じる騒音等については、当該地域の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の生活、田畑、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら確実に対策を実施すること。

なお、埋立処分対象物の搬入については、関係車両の走行台数や走行時間帯等を管理することにより、騒音等の発生を確実に低減すること。

## 4 悪臭について

本事業計画の関係地域は、現在、閑静な多数の住宅、田畑、多様な野生生物相その他自然環境等が共存調和している場所となっていることから、産業廃棄物の埋設に起因する悪臭による影響の発生が懸念されるため、埋立処分対象物の搬入、埋設処分等に伴い生じる悪臭については、臭気に対する感じ方は人それぞれであることから、当該地域の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の日常生活等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら確実に対策を実施すること。

## 5 土壌・水環境について

- (1) 当該産業廃棄物最終処分場は、長年使用された経過があることから、土壌の汚染とこれに起因する地下水の汚染の可能性があるため、本事業計画の着手前に土壌及び地下水の汚染が発生していないか否か綿密な確認を行うこと。

また、当該産業廃棄物最終処分場は、今後も長期に使用されることが想定されているため、その稼働中は、遮水シートの管理等に十全を期し、浸出液の外界への漏出がないようにすること。

- (2) 工事中においては、相当量の掘削土の発生が予想されていることから、それらの一時的な保管は保管場所での保管を徹底するとともに、降雨等により土砂、濁水や汚水

等が流出しないように、それらへの対策について検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

(3) 本事業計画では、防災調節池について、既存の雨水調節池を継続して使用することを想定しているが、当該産業廃棄物最終処分場全体の規模の拡大に伴う流量増対策について、「都市計画法による開発許可制度の手引き<防災基準編>」（福島県土木部都市計画課編）に記載のある基準を満たしていないため、当該基準を満たすよう、防災調節池の改修の検討を加え、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

(4) 本事業計画の実施に伴い、浸出液処理水の放流先である横手川の水質、水量及び水温に影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら確実に対策を実施すること。

また、それらの実施した対策が十分に有効に働いているか否か、事後調査を実施して確認すること。

なお、本事業計画の実施に伴い、当該産業廃棄物最終処分場全体の規模が拡大され、発生する浸出液の量が相当増大することが見込まれるため、生態毒性管理手法による安全性リスク評価の検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載するとともに、浸出液処理施設における浸出液処理能力の確保にも十全を期すこと。

## 6 動植物・生態系について

(1) 対象事業実施区域周辺において、オオタカの営巣が確認されているほか、クマタカ等の重要な猛禽類の生息も確認されていることから、本事業計画の実施に伴い、対象事業実施区域に接続する緑地の生物相や自然生態系への影響が懸念されるため、それらについては、関係地域の野生生物の生息の支障となることのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら確実に対策を実施すること。

(2) 対象事業実施区域で生息が確認された複数の希少な野生生物種については、その周辺等において本事業計画の実施に伴い生息状況を改変しない範囲を複数確保する等、保護対策を再検討して、それらの結果を評価書に記載するとともに、当該対策を確実に実施すること。

また、それらの実施した対策が十分に有効に働いているか否か、事後調査を実施して確認すること。

(3) 対象事業実施区域周辺に分布している複数の河川については、絶滅危惧種に指定されているウツセミカジカやニホンウナギの生息が確認されていることから、それらの生息に影響を及ぼすことのないように保護対策を再検討して、その結果を評価書に記載するとともに、当該対策を確実に実施すること。

また、それらの実施した対策が十分に有効に働いているか否か、事後調査を実施して確認すること。

## 7 景観・人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺は、自然豊かな緑地に隣接して、いわき市泉町中心市

街地方面からも見渡せる場所となっていることから、当該丘陵地の全体の外観が不自然に見られることがないように、必要に応じて植栽計画等について再度検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

#### 8 文化財について

対象事業実施区域の周辺には、天神前横穴B群等の周知の考古遺跡等の所在が確認されていることから、本事業計画の実施に伴ってそれらの文化財等に影響が及ぶことのないように確実に対策を実施すること。

#### 9 その他

- (1) 本事業計画の実施に当たっては、関係地域において多くの車両の運用を伴うことが想定されているため、交通安全対策に十全を期すこと。
- (2) 計画施設の工事中及び稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環境回復措置等については、未来にも影響が及ぶことのないように綿密な検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載するとともに、それらの措置等を確実に実施すること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

以上